# 令和4年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	福岡県	
市町村名	北九州市	

地方公共団体コード	14	0	1	0	0	5 <sup>6</sup>
表番号・行番号		70	0	0	0	011
	定市	i・・ i以外	・・ の市	•• 町村	• 1	12
団体区分コ	_	ド	13	/	/	1 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

地	方公	、共[	団体	コー	ド	表看	昏号
<sup>1</sup> 4	0	1	0	0	5	<sup>7</sup> 6	98

# 第69表 納税義務者数に関する調

					(	(1)	(2)	(3)
個 人・ 法人の別	分分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	10, 052		38 1, 987
法	人	0	2	0		22, 205	12, 355	9, 850
合	計	0	3	0		32, 257	20, 420	11, 837

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

地	方グ	〉共日	]体:	コー	ド	表番	号
4	0	1	0	0	5	<sup>7</sup> 7	08

# 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 福岡県 市 町 村 名 北九州市

							(	1)				(2)			(3)		(4	4)	
	種	類	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税 標準 課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	の以外の	内 のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築物	9 ()	1	0	12		221,	923, 640	25		220		3, 520	38	51		217, 7	63 44, 152
村長	機械及	び装置	0	2	0			629,	393, 945			614	, 37	1, 317	10, 287, 560			604, 0	83, 757
が 価 格	船	舶	0	3	0			22, 5	591, 039			17	, 492	2, 700	5, 092, 152			12, 4	00, 548
等を	航	空機	0	4	0			2	405, 354				405	5, 354	0			4	05, 354
決定	車 両 及	び運搬具	0	5	0			11,	986, 212			11	, 937	7, 711	48, 500			11, 8	89, 211
した	工具,器	具及び備品	0	6	0			124,	757, 748			124	, 55	5, 321	16, 379			124, 5	38, 942
も の	小	計 (ハ)	0	7	0		1,	011,	057, 938			988	, 765	5, 923	17, 703, 959			971, 0	61, 964
法十 第九	定し,配	が価格等を決 分したもの	0	8	0			239, 2	231, 189			202	, 092	2, 911					
三条	道府県知事決定し,西	事が価格等を 記分したもの	0	9	0			30,	133, 232			22	, 627	7, 982					
百関八係	小	計 (二)	1	0	0			269,	364, 421			224	, 720	0, 893					
		規定により道府 定したもの(ホ)	1	1	0				0					0					
合計	(ハ) + (	二) + (ホ)	1	2	0		1,	280,	422, 359			1, 213	, 486	6, 816					
同内	市町村	け 分 の 額	1	3	0							1, 213	, 486	6, 816					
上訳	道府県	、分の額	1	4	0									0					

地	方:	公共	団体	コー	ド	表都	昏号
14	0	1	0	0	5	77	18

# 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

都 道 府 県 名 福岡県 市 町 村 名 北九州市

								(	1)				(2)					(3)					4)	
	種		類	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税	果 税 標準の を受け	)特(	例規定 もの(~	準 (その) (イ) (干円)	額 (イ)	以外の	<u>内</u> のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	9 ()	1	0	12		5,	422, 114	25		Ę		2, 114	38				_	51		5, 4	22, 114
村長	機械	及で	び装置	0	2	0			3,	027, 595			(	3, 01	4, 911					0			3, 0	14, 911
が 価 格	船	ì	舟白	0	3	0				165, 064				9	0, 467				74,	597				15, 870
等を	航	空	機	0	4	0				0					0					0				0
決定	車両	及び	運搬具	0	5	0				12, 335				1	2, 335					0				12, 335
した	工具,	器具	及び備品	0	6	0			2,	704, 624			4	2, 67	2, 084					0			2, 6	72, 084
も の	小		計 (ハ)	0	7	0			11,	331, 732			1	1, 21	1, 911				74,	597			11, 1	37, 314
法十 第九	定し,	配分	5格等を決 したもの	0	8	0				0					0									
三条	道府県知 決定し,	中事が 配分	ぶ価格等を }したもの	0	9	0				0					0									
百関 八係	小		計 (二)	1	0	0				0					0									
			により道府 したもの(ホ)		1	0				0					0									
合計	(ハ) +	(=	) + (ホ)	1	2	0			11,	331, 732			1	1, 21	1, 911									
同内	市町	村	分の額	1	3	0							1	1, 21	1, 911									
上訳	道府	県	分の額	1	4	0									0									

地	方グ	〉共 🛚	]体:	コー	ド	表番	番号
4	0	1	0	0	5	7	28

# 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 福岡県 市 町 村 名 北九州市

							(	1)				(2)				(3)				(4	4)	
	種	類	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課 課税標準 適用を受	の特	例規気もの(	準 どの イ) 二円)	額 (イ)	の以外の	力もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築物	90	1	0	12		216,	501, 526	25		21		1, 406	38		2, 259,	368	51		212, 3	22, 038
村長	機械及	び装置	0	2	0			626,	366, 350			61	1, 35	6, 406		1	0, 287,	560			601, 0	68, 846
が 価 格	船	舟白	0	3	0			22,	425, 975			1	7, 40	2, 233			5, 017,	555			12, 3	84, 678
等を	航	空機	0	4	0			4	405, 354				40	5, 354				0			4	05, 354
決定	車両及	び 運 搬 具	0	5	0			11,	973, 877			1	1, 92	5, 376			48,	500			11, 8	76, 876
した	工具,器	具及び備品	0	6	0			122,	053, 124			12	1, 88	3, 237			16,	379			121, 8	66, 858
も の	小	計 (ハ)	0	7	0			999,	726, 206			97	7, 55	4, 012		1	7, 629,	362			959, 9	24, 650
法十 第九	定し、配力	ば価格等を決 分したもの	0	8	0			239,	231, 189			20	2, 09	2, 911								
三条	道府県知事決定し,配	が価格等を 2分したもの	0	9	0			30,	133, 232			2	2, 62	7, 982								
百関八係	小	計 (二)	1	0	0			269,	364, 421			22	4, 72	0, 893								
		見定により道府 定したもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) + (	二) + (ホ)	1	2	0		1,	269,	090, 627			1, 20	2, 27	4, 905								
同内	市町村	分の額	1	3	0							1, 20	2, 27	4, 905								
上訳	道府県	分の額	1	4	0									0								

地	方グ	、共5	団体:	コー	ド	表番	争号
4	0	1	0	0	5	7 7	3

# 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

								1)			(2)		(3)			(4)		
		区分	行	番	号	決	定	価 (	格 A) (千円)	課の	税 特 (B)	標例	準 (B) 率 (C)	課 (	A) A)	標 ×	(B)	額 (D) (千円)
	第 1 項	(新線構築物)	9	1	0	12				25		1	7	29				
法			0	2	0							2	Ś	3				
		(新線立体交差化施設)	0	3	0							1	(	5				
第			0	4	0							1	ć	3				
	第 2 項	(ガス事業用資産)	0	5	0				111, 117			1	ę	3				37, 039
三			0	6	0				9, 989, 671			2	(	3			6, 65	59, 780
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)	0	7	0							1	4	2				
百	第 4 項	(外航船舶)	0	8	0							1	(	5				
		(準外航船舶)	0	9	0							1	4	ł				
四	第 5 項	(内航船舶)	1	0	0			1	0, 171, 932			1	4	2			5, 08	35, 966
	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1	1	0							1	(	5				
+	第 7 項	(国際路線用航空機)	1	2	0							1	į					
			1	3	0							1	10	)				
九			1	4	0							2	15	)				
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1	5	0							1	(	3				
条			1	6	0							2	ć	3				
		(小型離島航空機)	1	7	0							1	4	ŀ				
の		(日本放送協会)	1	8	0				1, 160, 188			1	4	2			58	30, 094
	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1	9	0							1	ć	3				
Ξ			2	0	0							2	(	3				
	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	1	0							1	(					
			2	2	0							1	(	3				

	地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表都	番号
4	ŀ	0	1	0	0	5	7 7	3

# 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

							(1				(2)		3)			(4)		
						決	定	価	格	課	税根	準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行 番	: 号						の	特例	河 率	(C)	(A)		$\times$	(B)	(D)
								(A	.) (千円)	(	В)	((	C)				(C)	(千円)
	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9		12					25		27		29				
			2 3	0	)						1		6					
法		②(青函・本四 新線構築物)	2 4	0	)						1		18					
			2 5	0	)						1		9					
***		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6	0	)						1		36					
第			2 7	0	)						1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8	0	)						1		10					
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9	0	)						2		3					
			3 0	0	)						5		6					
			3 1	0	)						1		6					
百			3 2	0	)						1		3					
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3	0	)						1		3					
四			3 4	0	)						2		3					
	第 16 項	(海洋研究開発機構)	3 5	0	)						1		3					
Ι,			3 6	0	)						2		3					
+	第 17 項	(水資源機構)	3 7	0	)						1		2					
			3 8	0	)						3		4					
九	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9	0	)						1		4					
		②(新線構築物)	4 0	0	)						1		12					
No.			4 1	0	)						1		6					
条		③(新線立体交差化施設)	4 2	0	)						1		24					
			4 3	÷	)						1		12					
の		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4	+	)						1		6					
			4 5	<del>-i</del>	)						5		24					
_				0	)						1		24					
三			4 7	-	-						1		12					
		⑤(変・送電用資産)		0							3		20					
		0 00 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10								1	Ŭ		_ •					

地	方グ	、共5	]体:	コー	ド	表番	番号
4	0	1	0	0	5	7 7	3

# 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都 i	道 斥	牙 県	名	福岡県
市	町	村	名	北九州市

						(1)	)			(2)		(3	3)			(4)	
		4-	ΔT.		決	定	価	格	課		標	準	(B)	課(ハ	税	標	準額
	区 分	1丁	番	万			(A	) (千円)	<i>O</i>	特 (B)	例	<u>率</u> (C	(C)	(A)		×	(B) (D) (千円
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9			12		(/1	) (111)	25	(D)	+	27	,)	29			(0) (11)
		4	9	0			2,	366, 648			1		3				788, 88
法		5	0	0							2		3				
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1	0				2, 597			1		2				1, 29
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5	2	0							1		2				
	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3	0				660			3		5				39
三	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4	0							3		5				
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5	5	0							1		2				
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5	6	0							4		5				
四	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0							1		2				
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0							1		2				
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0							1		2				
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0	0							1		2				
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1	0							1		3				
		6	2	0							2		3				
$\mathcal{O}$	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	3	0							1		2				
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	4	0							1		3				
三		6	5	0							2		3				
	第 33 項 (世界遺産)	6	6	0				86, 526			1		3				28, 84
法第:	349条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7	0							1		2				
	合計	6	8	0			23,	889, 339			-		-				13, 182, 29

地	方グ	类医	団体:	コー	ド	表番	争号
4	0	1	0	0	5	7 7	8 4

# 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道原	府 県 名	福岡県
市町	村 名	北九州市

								(1)				(2)		(3	3)				(4)		
						ž	央	定	価	格			標		(B)	i		税	標	準	額
		区分	行	番	号						L		例		(C)	ļ	(A)		X	(B)	(D)
									()	1) (千日		(B)		((	C)					(C)	(千円)
	旧 第1項	(送電用資産・電気事業用)	0	1	0	12					2	25	1	27	3	29					
N.L.				2	0						+		2		9						
法		(変電所・電気事業用)			0						+		2		ა -						
		(发电/// 电双争未///	<b>.</b>	Ŭ	0						+		ა ი		Ð						
第	In the court	(以中本州田海文)	1								_		3		4						
217	旧第2頃	(ガス事業用資産)	<b>⊢</b> ÷	5	0						_		2		3						
			<b>.</b>	6	0						4		Ь		6						
三		(立体交差化施設)	0	7	0								_		_						
		(熱供給事業用資産)	0	8	0					56, 9	40		2		3						37, 960
	旧第19項	(地下道又は跨線道路橋)	0	9	0								1		2						
百	旧第21項	(車庫構築物・立体交差化施設)	1	0	0								1		3						
	旧第27項	(生物系特定産業技術研究推進機構)	1	1	0								1		6						
四			1	2	0								1		3						
<u> </u>	旧第24項	(特定鉄道路線構築物)	1	3	0								1		2						
	旧第25項	(日本電気計器検定所)	1	4	0								1		2						
+			1	5	0								1		3						
			1	6	0								1		6						
	旧第26項	(日本消防検定協会)	1	7	0								1		2						
九			1	8	0						1		1		3						
					0						_		1		6						
条	旧第27項	(小型船舶検査機構)	-	0	0						$\dashv$		1		2						
*		(1 工作的)以上(及)行	2	1	0						-		1		3						
			<u> </u>	2	0						+		1		6						
の	旧笛卯町	(軽自動車検査協会)	<del></del>	3	0					1.	68		1		0						84
	11 分 40 垻	(牡口别牛伙且伽云/	<del></del>	-	0					2, 2'			1		2						759
										۷, ۷	10		1		3						198
三	ID ##: 0 = ===		<del></del>		0						_		1		6						
	旧第31項	(社会保険診療報酬支払基金)			0						_		1		3						
			2	7	0								1		6						

地	方グ	类区	]体:	コー	ド	表番	番号
4	0	1	0	0	5	7 7	4

# 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	福岡県
市町村名	北九州市

				(1)		(2)	(3)	(4)	
		7	決	定	価 格		票 準 <u>(B)</u>	課税標	準 額
	区 分	行番号					列 率 (C)	(A) ×	(B) (D)
					(A) (千円)		(C)		(C) (千円)
法	旧 第 32 項(高圧ガス保安協会)	2 8 0	12			25 1	27	29	
第二		2 9 0				1	3		
1 -		3 0 0				1	6		
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 1 0				1	3		
四		3 2 0				1	6		
+	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 3 0				1	2		
九	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 4 0				2	3		
条		3 5 0				1	2		
の		3 6 0				1	6		
三	合 計	3 7 0			59, 384	-	_		38, 803

4 (	0	1	0	0	5	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

 都 道 府 県 名
 福岡県

 市 町 村 名
 北九州市

					(1	)		(2	)		(3)			(4)		
	区分	行番号	콰	決	定	価 (A	格 (千円)	の	税 特 (	河 率	(C) (B)	課 ( <i>F</i>	税.)	標 ×	進 (B) (C)	額 (D) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1		12		(21)	/ (113)	25	1	27	2	29			(0)	(113)
法		0 2							3		4					
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 3	_			2,	060, 390		1		2				1, 0	30, 195
附		0 4 0 5	_			3.	209, 939		1		3				1. 0	69, 979
		0 6	_				200,000		3		4				1, 0	30,010
則		0 7	0			2,	362, 255		1		6				3	93, 709
則	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 8	0				769, 632		1		2				3	58, 234
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9	0				33, 651		3		4					25, 238
第	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0	0						1		2					
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1	0						1		2					
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 2							2		5					
+		1 3							1		4					
		1 4	0						3		8					
五.		1 5	0						2		3					
-11.	第 5 項 (沖縄電力㈱)	1 6	0						2		3					
	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1 7	0						2		3					
条	第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 8	0						2		3					
	第 8 項 (低公害車燃料等供給施設)	1 9							2		3					
		2 0	0						3		4					

地方	公共団	体コー	ド	表番	寄号
4 0	1	0 0	5	7	5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都	道層	年 県	名	福岡県
市	町	村	名	北九州市

									(1)				(2)		(3)	)			(4)		
		区分	行	番	号		決	定	価	格 (A)	<b>各</b> (千円)	課の	税 特 (B)	標例	準 率 (C)	(B)	課 (	: 税 (A)	. 標 ×	準 (B) (C)	
	第 9 項	(国際船舶)	9	1	0	12				(11)	(111)	25	,D)	1	7	18	29			(0)	(111)
		(うち特定船舶適用分)	2	2	0									1		36					
法	第 10 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	2	3	0									1		2					
		②(新線構築物)		4 5										1		6					
附		③(立体交差化施設)		6										1		12					
			2	7	0									1		6					
		④(河川事業鉄軌道用資産)	2	8	0									1		3					
則				9										5		12					
				0										1		12					
				1										1		6					
第		⑤(変・送電用資産)		2										3		10					
	第 11 項	(鉄道車両安全向上設備)		3						6	6, 119			1		3					22, 040
	第 12 項	(低床車両)		4										1		3					
+	第 13 項	(新造改良車両(鉄道事業))		5										2		3					
				6										3		5					
	第 14 項	(PFI公共施設)	3	7	0									1		2					
五.	第 15 項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	3	8	0									3		5					
		(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	3	9	0									1		2					
条	第 16 項	(都市鉄道施設)	4	0	0									2		3					
	第 17 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4	1	0									1		2					
			4	2	0									3		5					

抴	方公	共区	]体	コー	ド	表看	昏号
4	0	1	0	0	5	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

 都 道 府 県 名
 福岡県

 市 町 村 名
 北九州市

									1)				(2)		(3	3)			(4)		
			l				決	定	価	格		課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行	番	号							の	特	例	率	(C)	(A	.)	×	(B)	
	//: 10 TE	(此学古华工体检古华)	0			12				(A)	(千円)	25	В)	2	(0	C)	29			(C)	(千円)
	第 18 項	(鉄道事業再構築事業)	4	3	0	12						20		1	.,	4	29				
	第 19 項	(バイオ燃料製造設備)	4	4	0									1		2					
			4	5	0									2		3					
法	第 21 項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	6	0									1		2					
124			4	7	0									2		3					
	第 22 項	(津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	4	8	0									1		2					
附	第 24 項	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	4	9	0									2		3					
	NA X	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	0	0									1		2					
	第 25 項	(移動等円滑化のための設備)	5	1	0									2		3					
則		(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	2	0									2		3					
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	3	0									3		4					
第		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	4	0									3		4					
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	5	0					1, 474	1, 375			2		3				(	982, 917
+	第 26 項	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	6	0									1		2					
1	NA 20 X	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	7	0									2		3					
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	8	0									2		3					
五		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	9	0									1		2					
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	0	0									1		2					
条		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	1	0									2		3					
	第 27 項	(鉄道耐震補強設備)	6	2	0									2		3					
	第 28 項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	3	0									2		3					
	第 29 項	(浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	4	0									2		3					

地	方公	洪	団体:	コー	ド	表都	番号
4	0	1	0	0	5	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都道府県	名	福岡県
市町村	名	北九州市

							(1	)			(2)		(3	()			(4)		
	区 分	行	番	号	ì	決	定	価	格	課の	税特	標例	準率	(C)	課 (A	税 )	標 ×	準 (B)	額 (D)
								(/	4) (千円)		(B)		(C					(C)	(千円)
	第 30 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	6	5	0	12					25		1	7	2	29				
法		6	6	0								5		6					
		6	7	0								2		3					
附	第 31 項 (無電柱化)	6	8	0					18, 900			1		2					9, 450
바기		6	9	0								2		3					
		7	0	0					1,760			3		4					1, 320
則	第 33 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	1	0					305, 065			1		2				1	52, 532
	第 35 項(帰還環境整備推進法人)	7	2	0								1		3					
第	第 36 項(地域福利増進事業)	7	3	0								2		3					
		7	4	0								3		4					
+	第 37 項(農業協同組合等共同利用機械)	7	5	0								1		2					
	第 38 項(認定就農者)	7	6	0								2		3					
	第 40 項(滞在快適性等向上施設)	7	7	0								1		2					
五.	第 41 項 (ローカル 5 G)	7	8	0								1		2					
	第 42 項(シェアサイクルポート)	7	9	0								3		4					
条	(雨水貯留浸透施設) 第 43 項(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8	0	0								1		3					
	合 計	8	1	0				10	, 302, 086			-		-				4, 0	45, 614

地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表都	番号
4	0	1	0	0	5	7	6

## 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

 都 道 府 県 名
 福岡県

 市 町 村 名
 北九州市

								(1)					2)		(3)					4)	
						決	定	佂	fi	格			脱標			(B)	課			票	準額
	区 分	行	番	号					( • )	· /~ п			持何	译		(C)	(	(A)	×		(B) (D)
	旧第1項(倉庫等)	9	-	:	12				(A)	(千円	月) 25	(E	3)	27	(C)		29				(C) (千円
		0	1	0										2		3					
		0	2	0										3		5					
	旧 第 3 項(公害防止設備)	0	3	0						12, 37	'2			1		3					4, 124
法		0	4	0						219, 68	86			2		3					146, 457
		0	5	0										3		4					
		0	6	0							2			1		2					1
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	7	0										3		5					
附		0	8	0										1		2					
		0	9	0						2, 13	30			1		3					710
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1	0	0						6, 97	'3			1		2					3, 486
		1	1	0						3, 17	'4			2		3					2, 116
則	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	2	0						187, 59	92			2		3					125, 062
		1	3	0										5		6					
	旧 第 7 項(日本貨物鉄道㈱の新造車両))	1	4	0										3		5					
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)		5											2		3					
第			6	-										1		2					
МJ	(地域伏足空地刀枕前特別指重(わかまり特別)週用	1	7	0										-		_					
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	8	0										3		5					
		1	9	0										1		2					
+	旧第14項(新造車両(流通業務))	2	0	0										2		3					
Т		2	1	0										3		5					
	旧第15項(地方卸売市場)	2	2	0										4		5					
		2	3	0										3		4					
	旧第17項①(立体交差化施設)	2	4	0										1		6					
五.	②(旧交納付金法附則第19項)	2	5	0										-		-					
	③(旧交納付金法附則第20項)	2	6	0										-		-					
	旧 第 19 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	4	7	•							П			1		2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)		8											2		3					
条	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	9	0							T			1		2					
	旧第20項 (スーパー中枢港湾)	3	0	0							T			1		2					
	旧第21項(国立大学校舎)	3	1	0										1		2					
	旧 第 27 項(指定会社等の特定用途港湾施設)		2								T			1		2					
		_		-							_			~							

地	方グ	、共 🖯	]体:	コー	ド	表都	昏号
4	0	1	0	0	5	7	6

## 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道	府県	名	福岡県
市田	丁 村	名	北九州市

							(1	)				2)		(3)			(4)		
	区分	行	番	号		決	定	価 (.	格 A) (千)	円)	の	税 榜 特 Ø 3)		. ,	課 (	· 税 (A)	. 標 ×	進 (B) (C)	額 _ (D) (千円)
法	旧 第 29 項(旧交納付金法附則第17項)	9	3	0	12						25			-	29				
	旧 第 31 項(熱電併給型動力発生装置)		4 5	•						-		1	5 1	12					
附	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	6	0									1	2					
則	旧第36項(対象特定電気通信設備) 旧第37項(一般廃棄物処理施設)		7 8						18, 7	27			3 1	2					9, 364
第		3	9	0						1			1	4					
	旧第37項(放送ネットワーク災害対策用設備) 旧第37項(立地誘導促進施設)	_	0	0									3 2	3					
+	旧第39項(国家戦略特区)			0									1	2					
五.	旧第40項(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用		3										_	-					
条	旧第41項(先端設備等) 旧第43項(経営力向上設備等)		4 5	0	_				4, 046, 8- 291, 8-	_			0	2					145, 924
	合 計			0					4, 789, 3	_			-	-					437, 244

# 地方公共団体コード 表番号 4 0 1 0 0 5

# 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の

2)

都道府県名 福岡県 市町村名 北九州市

										(1)			(2)		(3	3)			(4)		
								決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
			区	分	行	番	号					の	特	例	率	(C)	(A)		×	(B)	(D)
											(A) (千円)		(B)		(C	<u>(</u> )				(C)	(千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17	7項・立体交差化施設)	9	1	0	12				25		1	27	3	29				
法			①(JR北海道・四国	国に係る特例)	0	2	0							1		2					
		J	②(新線構築物)		0	3	0							1		6					
17.44		R 北			0	4	0							1		3					
附		海道	③(新線立体交差化加	拖設)	0	5	0							1		12					
		道			0	6	0							1		6					
則	第	• 四	④(新幹線鉄軌道用資	資産)	0	7	0							1		12					
		国			0	8	0							1		6					
***		に	⑤(青函・本四 鉄道	道施設)	0	9	0							1		12					
第		係 る	⑥(青函・本四 新総	泉構築物)	1	0	0							1		36					
		特			1	1	0							1		18					
+		例	⑦(青函・本四 新総	泉立体交差化)	1	2	0							1		72					
,	_	と			1	3	0							1		36					
		乗法	⑧(青函・本四 変・	• 送電用資産)	1	4	0							1		20					
五.		第三百	⑨(河川事業等に係る	る鉄軌道用資産)	1	5	0							1		3					
					1	6	0							5		12					
条		四 十			1	7	0							1		12					
*		九			1	8	0							1		6					
	項	条	⑩(車庫構築物・立体	本交差化施設)	1	9	0							1		6					
の		の	⑪(変・送電用資産)		2	0	0							3		10					
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄	道事業))	2	1	0							1		3					
_		項			2	2	0							3		10					
_		と	③(新造車両(流通業	務))	2	3	0							3		10					
		の 連	⑭(鉄道耐震補強設係	<b></b>	2	4	0							1		3					

地方公	类区	]体:	コー	ド	表都	子子
4 0	1	0	0	5	7 7	8 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2 つづき) 北九州市

									(	1)		(	(2)		(3	)			(4)		
			_		_	_		決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
			分	行	番	号						の	特	例	率	(C)	(A)		×	(B)	(D)
										(/	A) (千円)		B)		(C	:)				(C)	(千円)
法附			①(旅客会社等に係る承継特例)	9 2	5	0	12					25		3	27	5	29				
則第十		外 一 継 納 四 特	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施 設)	2	6	0								-		-					
五条		レスJ	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	7	0								3		10					
の 三		の特 R	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 金法附則第17項・立体交差化施設)	2	8	0								-		-					
法阵	亅則第	316条の2	第11項(平成28年熊本地震 被災代替償 却資産)	2	9	0								1		2					
旧法	附則第	第16条の 2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	3	0	0								1		3					
	•		<b>計</b>	3	1	0		•	•		0			-		-	·		•		0

福岡県

地	方々	]共2	団体	コー	ド	表看	番号
4	0	1	0	0	5	7	8

# 第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2等)

都道	府 県 名	福岡県
市町	村 名	北九州市

								(					(2)			(3)				(4)		
	区	分	行	番	号		決	定	価	格 (A)	(千円)	課の	税 特 (B)	標例	準率	(C) (B)	(A)	課 )×	税 (B) (C)	標	準 (D)	額 (千円)
法 附 則 第	第 56 条	第12項(東日本大震災)	9	1	0	12						25		1	27	6	29					
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0									1		2						
法 旧 第 附 <b>———</b>	第 3 項	(被災代替鉄道施設等)	0	3	0									2		5						
則旧第	5 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0									1		4						
第五		②(新線構築物)	0	5	0									1		(						
十十二六		③(新線立体交差化施設)	0	6	0									1		12						
条 の		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0									5		24						
			0	8	0									1		12						
令和3年地方 法附則第12 (旧法附則	条第9項	(新型コロナ先端設備等) ~R3.3.31取得分(構築物のみ)	0	9	0						0			99		99						0
法附則第	<b>第64条</b>	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1~取得分	1	0	0					95	5, 817			99		99						0
	合	計	1	1	0					95	5,817			-		-						0

地	方グ	)共区	団体	コー	ド	表都	<b>筝号</b>
<sup>1</sup> 4	0	1	0	0	5	7	98

# 第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1 0	20, 420	7,474,328
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 0	300	1 33 464, 193
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3 0	250	$6 \stackrel{21}{\overset{33}{\overset{21}{\overset{21}{\overset{32}{\overset{33}{\overset{3}}{\overset{3}}{\overset{3}}{\overset{3}}{\overset{3}}{\overset{3}{\overset{3}{\overset{3}}{\overset{3}$
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	28:	33 495, 180
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5 0	24'	7 <sup>21</sup> 457, 003
190 万以上200万円未満のもの	9060	25-	1 33 495, 130
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7 0	1, 00	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
250 万以上300万円未満のもの	9 8 0	76'	7 2, 110, 165
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	4, 470	24, 949, 844
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0 0	1, 602	22, 413, 747
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	63	15, 545, 267
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2 0	1, 119	60, 747, 596
1 億 円 以 上 の も の	1 3 0	899	1, 083, 128, 360
計	<sup>9</sup> 1 4 0	32, 25	1, 220, 961, 144
法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5 0	22'	202, 110, 381
の 条 関 係 知事配分分 内	<sup>9</sup> 1 6 0		5 22, 627, 982
訳 法 第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7 0	12	21 33

地方公共団体コード						表番号		
1 4	0	1	0	0	5	<sup>7</sup> 8	8	

# 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

	-		(1)	(2)		
区 分	行 番	号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)		
150 万 円 未 満 の も の	9 1	0	8, 06	2, 673, 586		
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2	0	82	127, 386		
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3	0	8.	133, 230		
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4	0	8;	33 144, 867		
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0 5	0	65	33 116, 636		
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6	0	65	$ \begin{array}{c} 33 \\ 126,477 \end{array} $		
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7	0	269	,		
250 万以上300万円未満のもの	9 8	0	186	512, 007		
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	915	$\frac{33}{4,806,445}$		
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0	0	178	21 2, 436, 44		
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1 1	0	34	33 817, 251		
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1 2	0	33	1, 388, 479		
1 億 円 以 上 の も の	1 3	0	12	21 33 0		
計	9 1 4	0	10, 052			
計 法第 389 大臣配分分	9 1 5	0	12	•		
の 条関係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6	0	12			
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7	0	12	21 33 0		

地方公共団体コード						表番号		
4	0	1	0	0	5	<sup>7</sup> 8	18	

# 第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

			(1)	(2)		
区 分	行 番	: 号	納 税 義 務 者 数 ( 人 )	課税標準額(千円)		
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1	0	12, 355	4,800,742		
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0 2	0	218	336, 807		
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0 3	0	175	21 288, 741		
170 万以上 180 万円未満のもの	9 4	0	200	33 350, 313		
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5	0	184	33 340, 367		
190 万以上 200 万円未満のもの	9 6	0	189	33 368, 653		
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7	0	736	33 1, 655, 667		
250 万以上300 万円未満のもの	9 0 8	0	581	33 1,598,158		
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	3, 555	20, 143, 39		
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0	0	1, 424	19, 977, 30°		
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1 1	0	601	<sup>33</sup> 14, 728, 016		
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2	0	1, 088	<sup>33</sup> 59, 359, 117		
1 億 円 以 上 の も の	9 1 3	0	899	1, 083, 128, 360		
計	<sup>9</sup> 1 4	0	22, 205	1, 207, 075, 647		
計 法第 389 大臣配分分	9 1 5	0	227	202, 110, 381		
の 条関係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6	0	5	21 22, 627, 982		
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7	0	0	21 33 0		